

令和8年5月29日

入院時食療養費の自己負担額の改定について

昨今の物価高騰の影響で、給食材料費や調理費などは上昇しています。このような状況を踏まえて令和8年6月1日から食事療養費が改正となり下記の通り変更となります。

入院時の食事療養費（患者様負担額） 1食につき			
対象者		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア～エ	現役並みⅠ～Ⅲ ・一般	510円	550円
区分オ	低所得Ⅱ	240円	270円
長期入院該当		190円	220円
	低所得Ⅰ	110円	130円

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公立七戸病院 院長